業　務　用　電　力

［契約電力 500 キロワット未満］

主契約料金条件

2023 年４月１日実施

四国電力株式会社

業　務　用　電　力
［契約電力500キロワット未満］
（主契約料金条件）

目　　次

本　　則

1　適　　用……1
2　契 約 種 別……1
3　適 用 範 囲……1
4　供給電気方式，供給電圧および周波数……1
5　契約負荷設備および契約受電設備……1
6　契 約 電 力……1
7　料　　金……2
8　そ　の　他……3

附　　則……4

別　　表……5

本　　則

１　適　　用

この業務用電力[契約電力500キロワット未満]料金条件（以下「この料金条件」といいます。）は，次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

２　契 約 種 別

この料金条件の契約種別は，業務用電力といたします。

３　適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受け，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば，事務所，官公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が原則として50キロワット以上，かつ，500キロワット未満であって，当社との協議がととのった場合に適用いたします。

４　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，１（適用）を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

５　契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

６　契 約 電 力

各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

なお，当社以外の者から電気の供給を受けていたお客さまが同一需要場所でこの料金条件および電気需給条件［高圧・特別高圧］により引き続き電気の供給を受ける場合の各月の契約電力は，原則として，この料金条件および電気需給条件［高圧・特別高圧］により電気の供給を受けていた場合に準じて取り扱います。

(1)　新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間

の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

(2)　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間は，その期間の最大需要電力の値といたします。

(3)　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

7　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および電気需給条件［高圧・特別高圧］別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(3)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表（燃料費調整）１(1)によって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は，別表（燃料費調整）１(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表（燃料費調整）１(1)によって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は，別表（燃料費調整）１(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1)　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電

気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,665円08銭

(2)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	28円73銭	27円55銭

(3)　力率割引および割増し

イ　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，電気需給条件［高圧・特別高圧］別表２（平均力率の算定）に定めるところによるものといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

ロ　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

８　そ　の　他

(1)　契約電力が500キロワット以上となる場合は，お客さまと当社との協議によってすみやかに需給契約をあらためることとし，それまでの間はこの料金条件に準じて取り扱います。

(2)　電気需給条件［高圧・特別高圧］38（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）における料金適用開始の日は，契約受電設備を新たに設定された日とし，契約電力を増加された日は，契約受電設備の総容量を増加された日とし，契約電力を減少しようとされる日は，６（契約電力）(3)によって契約電力を減少しようとされる日といたします。

附　　則

（実　施　期　日）

この料金条件は，2023年４月１日から実施いたします。

別　　表

（燃 料 費 調 整 ）

1　燃料費調整額の算定

(1)　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計（関税法にもとづき公表される統計をいいます。）の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝　0.0845

β＝　0.0699

γ＝　1.1962

なお，各平均燃料価格算定期間（(3)〔燃料費調整単価の適用〕の表に定める期間をいいます。）における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2)　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

イ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (80{,}300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{２の基準単価}}{1{,}000}$$

ロ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}300\text{円}) \times \frac{\text{２の基準単価}}{1{,}000}$$

(3)　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の６月１日から６月30日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の７月１日から７月31日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の８月１日から８月31日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の９月１日から９月30日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の10月１日から10月31日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の11月１日から11月30日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の12月１日から12月31日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	翌年の１月１日から１月31日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の２月１日から２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の３月１日から３月31日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の４月１日から４月30日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の５月１日から５月31日までの期間

(4)　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

２　基 準 単 価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	**15銭4厘**

３　燃料費調整単価等の掲示

当社は，１(1)の各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および１(2)によって算定された燃料費調整単価を電磁的方法等によってお知らせいたします。